

## 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人さくらんぼ共生会の役員及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員が理事会に出席した場合、また監事が監事監査等の出席をした場合は報酬として5,000円を支給する。評議員が評議員会に出席した場合は3,000円を支給する。

2 その他理事長が必要と認めた法人及び施設の業務に出席をした場合は報酬として役員は5,000円、評議員は3,000円を支給する。

3 報酬の支給は、理事会及び評議員会並びに監事監査等の業務終了後1週間以内に支給する。

(旅費)

第3条 法人業務のための出張旅費に関しては、別に定めるさくらんぼ共生会旅費規則による。

(改廃)

第4条 この規則の改廃は評議員の承認を受けて行う。

附則

この規則は、平成12年7月3日から施行する。

平成15年3月28日より改正施行する。

平成29年6月21日より改正施行する。